

第2次埼玉県無電柱化推進計画

1 計画策定に当たって

目的

日本一暮らしやすい埼玉を目指す
『脱・電柱社会』

課題

- 毎年電柱が全国で7万本増加
- 整備コストが高い（片側1km当り5.3億円）
- 無電柱化の完了まで時間を要する（道路延長400m当り7年）

無電柱化が進まない

無電柱化を更に推進させるための取組みが必要

第2次埼玉県無電柱化推進計画
令和4年度～令和8年度

2 埼玉県無電柱化推進計画における主な計画内容

(1) 計画の軸

3つの視点



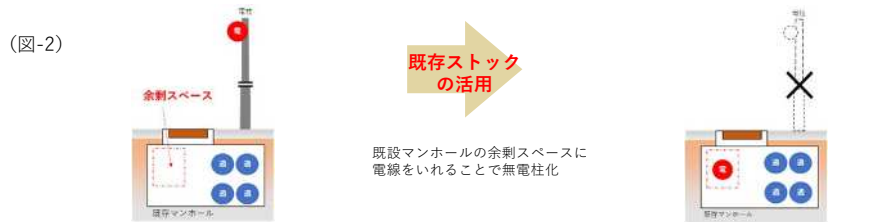
無電柱化を進めるための4つの戦略

- ① 事業連携による効率的な無電柱化
- ② 新設電柱を増やさない
- ③ 低コスト手法の積極的な活用
- ④ 事業の更なるスピードアップ

(2) 無電柱化を進めるための4つの戦略内容

① 事業連携による効率的な無電柱化

- 新規** 地中占用物更新計画と合わせた無電柱化
- 強化** 土地区画整理や市街地再開発などの面整備と合わせた無電柱化 (図-1)
- 強化** バイパス・拡幅整備に合わせた無電柱化の推進
- 強化** 既存ストック（電線管理者等が所有する既設埋設設備）を活用した効率的な無電柱化 (図-2)



③ 低コスト手法の積極的な活用

- 強化** 多様な整備手法を活用したコスト縮減

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省で実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)

低コスト手法の種類（国土交通省HPより）

④ 事業の更なるスピードアップ

- 新規** 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用
- 新規** 地中の3Dデータを活用した事業のスピードアップ
- 強化** 関係事業者等との連携強化と啓発活動



② 新設電柱を増やさない

- 強化** 緊急輸送道路などを区域指定し、新設電柱の占用禁止(道路法37条)
- 強化** 道路事業等が実施される際に、電柱は原則、新設禁止・既設撤去(無電柱化法12条)
- 新規** 電線管理者における無電柱化事業の道路占用料免除(道路法施行令19条)

(3) 取組体制

